

科学研究費助成事業 研究成果報告書

令和 6 年 6 月 21 日現在

機関番号：25301

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2020～2023

課題番号：20K04890

研究課題名（和文）植民地統治下台湾において多様な建設主体が介在した地方行政区の公共建築の研究

研究課題名（英文）A Study of Public Buildings in Local Administrative Region Interposed by Various Construction Entity in Colonial Taiwan

研究代表者

西川 博美（Nishikawa, Hiromi）

岡山県立大学・デザイン学部・教授

研究者番号：00749351

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：日本統治時代台湾において、地方自治政府による公共建築の建設が、どのように進んだのかを明らかにした。

当初は、台湾総督府の技師が地方の公共施設の設計を担った。1920年の地方制度改正により、州や市が主体的に様々な公共施設を建設した。台中州では、総督府技師の白倉好夫が台中州技師として赴任し、地方自治に技師が配属される先例となった。最も重要な事業は、各種庁舎と学校校舎の建設で、その建設費に州費や市費が使われた。1935年の地方制度の再改正で、州や市に法人格が与えられ、より主体的に公共施設の建設に取り組んだ。しかしその財源は逼迫し、多額の建設費を起債により賄う状況だったこと等を明らかにした。

研究成果の学術的意義や社会的意義

これまでの日本統治期台湾における建築設計を担った建築家についての研究は、日本国内では、台湾総督府の技師による研究はあるが、地方政府（庁・州・市など）の技師や建築家とその活動について触れられたものはない。また、台湾の研究者によるものでは、今のところ大正以前までの研究に限られている。また、日本統治期台湾の地方制度の変遷についての研究があるが、それらは制度史であり、建築を扱ったものではない。そのため本研究では、こうした研究を参照しながら、地方政府のもとに進んだ公共施設の建設経緯を明らかにした。本研究は台湾で進む日本統治時代の近代建築の保存・活用に貢献するものであると考えられる。

研究成果の概要（英文）：This study clarifies how the construction of public buildings by local self-government progressed in Taiwan during the Japanese colonial period.

Initially, engineers from the Taiwan Governor-General's Office designed local public facilities. The 1920 revision of the local system led to the construction of various public facilities by the state and municipalities on their own initiative. In Taichung Province, Governor-General's Office engineer was posted as Provincial Engineer, setting a precedent for the assignment of engineers to local government. The most important constructions were the various government buildings and school buildings, for which state and municipal funds were used for construction. The 1935 re-amendment of the local system granted legal personality to provinces and cities, which took a more proactive approach to the construction of public buildings. However, financial resources were tight and a large amount of construction costs had to be covered by bonds.

研究分野：近代建築史

キーワード：日本統治期 台湾 公共建築 地方自治 技師 技手

1. 研究開始当初の背景

日本の近代化過程において、近代建築の発展をリードしたのは公共建築の建設であった。その過程は、当初は国家の施設の建設から始まり、地方制度の確立とともに、しだいに地方政府による公共施設の建設に移っていった。日本統治期の台湾に着目すると、台湾総督府による集権的な統治状況が生まれており、地方都市における地方政府の行政権はきわめて不完全なものでしかなかった。そうした中でも、しだいに公共建築の建設は進められたのだ。

台湾では、地方制度が整備され、市区改正事業が進む1920年代以降に、公共建築が地方政府庁により大量に建設された。台湾総督府が中心となり建設した初期の建築とは異なり、立地や意匠に多種多様な特徴を見出すことができる。その背景には、地方政府の自治が制限され、一方で警察機構が組み込まれ、保甲制度という住民の自治制が敷かれるなどの、植民地統治の特異な体制があったと考えられる。

2. 研究の目的

日本統治下台湾の地方都市において公共建築の建設は、どのような過程で進めることができたのか。地方統治体制の中で発動された、警察、保・甲、経済団体、企業などの活動が公共施設の建設を担った実態を明らかにすることにより、そこに地方政府による公共施設建設の実態の一端を明らかにできると考える。

本研究では、日本統治期台湾の地方政府の中で、台北、台南に次ぐ大都市として急速な発展を遂げた台中に着目する。台中では、台湾総督府の建築技師が、最初に地方技師として赴任し、それを契機に多くの公共建築の建設が進んだ。つまり、台中は日本統治期の台湾において、地方都市の中で、最も精力的に公共施設の建設が進められたことがうかがえる地方都市であると捉えることができる。

3. 研究の方法

日本統治期の台湾における建築設計を担った建築家については、西澤泰彦の一連の研究がある。ただし、そこで示されているのは、あくまで台湾総督府の技師を中心としたもので、地方政府(庁・州・市など)の技師や建築家とその活動については、あまり触れられていない。また、黄俊銘による日本統治期の建築家の活動についての論考もあり、これは今のところ大正期までに限られている。一方、本稿で言及する統治期台湾の地方制度の変遷については、山中永之佑や博突銘の研究があり、それらは制度史で、建築の建設を扱ったものではない。本研究は、こうした研究を参照しながら、地方政府のもとに進んだ公共施設の建設経緯を明らかにする。実証する資料としては、台湾総督府および地方行政が作成した各種の報告、また台湾総督府公文類纂(台湾総督府文書)そして台湾日日新報を中心とする新聞記事を主に使う。

4. 研究成果

まず、日本による統治が始まり、地方制度の一応の確立が見られた1920(大正9)年以前までは、森山松之助、井出薫に代表される台湾総督府土木課・営繕課技師たちが、地方における公共施設建設の設計を担った。それは、地方の行政庁舎などだけでなく地方都市の市区改正事業なども含まれる。それが1920(大正9)年の地方制度改正により、不十分なものとは言え、州を中心とした地方自治の制度が整い、州や市が主体的にさまざまな公共施設を建設していくことになった。それにともない、台湾総督府技師であった白倉好夫が、台中州に技師として赴任することになった。それは地方自治において最初に技師が配属される先例となる事例であった。

それ以降、州や市にとって最も重要となる事業は、各種庁舎と学校校舎の建設となり、実際に州費や市費は、その建設費の歳出に最も使われることになった。そのため、台中州では白倉の後任に、三田鎌次郎、畠山喜三郎などが総督府から技師として台中州技師に任命され、主に学校建築の設計に活躍した。そして彼らは、地方において高い技量を持つ建築家として、公共施設以外の、銀行などの民間施設の建築設計にも携わることになる。

その後1935(昭和10)年には地方制度の再度の改正が行われ、州や市に法人格が与えられ、より主体的に公共施設の建設に取り組むようになった。しかし、台中市においては、それより前から、学校に加えて住宅やさまざまな公営施設の建設を進めていた状況が見られた。そのために、市には独自に建築設計を担う技手が配属されるようになった。ただし、その建設を実現させるための財源は、地方税制度の仕組み自体の課題から、しだいに逼迫する状況に陥った。多額の建設費については、起債により賄うという状況においやられることになる。

また一方では、地方制度が不十分であった時期に、公共施設を市民・民間からの寄付金で確保するという事情が見られた。それは時前の財政を得た後にも、その財政が逼迫する中で、建設費確保のための手段として発想されるような例も見られた。

では、以上のような経緯において、日本内地の状況と比べた場合に、どのような特徴を指摘できるだろうか。内地では、明治期から始まる都道府県庁舎の建設などにおいても、それぞれの府県の主体的な建設計画が進んでいく。台湾総督府が地方の庁舎などの建設をすべて担った集権的なあり方は、日本統治期台湾での内地と異なる特徴であったと言える。それは、地方自治制度の確立が遅れるという制度的状況に依っていると考えられる。それがようやく地方の自治権を認めていく制度改革を経ることで、地方にも技師・技手の配属が進み、1920年(大正9)年以降、州や市が公共施設の建設を担うという状況がようやく生まれていった。その後、とりわけ市において財政難の状況が生まれ、必要となった公共施設の建設に財政的困難な状況が生じるが、これは同時代の内地においても見られたものである。しかし、その財政的困難は、台湾においての場合の方がより深刻であったと考えられ、それについてはより詳細な比較検討が必要であると思われる、それは今後の課題としたい。

また、本研究では建築を建設する行為に関わるまでを考察の対象とした。実際には、その建築がどのような質を持つのか、つまりその構造や意匠についても、日本内地との比較が必要となると考えられる。同時に、実現した建築物の立地についても、まだ言及することができておらず、その点からの比較考察も今後、必要であると考えている。

主な参考文献

- 1) 西澤泰彦：日本植民地建築論，名古屋大学出版会，2008 など
- 2) 改隸以後における建築の変遷，台湾建築会誌，第16輯第1号，台湾建築会，1943
- 3) 台中市史，台湾新聞社，1934
- 4) 台中州概観，台中州，1938年
- 5) 堀勇良：日本近代建築人名総覧，中央公論新社，2021年
- 6) 日本工業要鑑 明治40年・日本工業要鑑 明治42年，工業之日本社，1911年
- 7) 工政（會員名簿），工政会，1930年
- 8) 台湾総督府編：台湾総督府及所属官署職員録 昭和9年8月1日現在～昭和10年7月1日現在，台湾時報発行所，1934
- 9) 台湾日日新報，1916.10.26，1925.5.16，1926.8.12，1926.12.15，1929.11.11，1931.1.24，1933.8.29，1934.1.18，1938.11.13，1940.7.21
など

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計0件

〔学会発表〕 計2件（うち招待講演 0件 / うち国際学会 0件）

1. 発表者名 西川博美
2. 発表標題 日本統治期台湾の地方都市における公共建築建設（その2） 地方制度改正と技師に着目して
3. 学会等名 日本建築学会大会（近畿）学術講演会
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 西川博美
2. 発表標題 日本統治期台湾の地方都市における公共建築建設 - 台中市に着目して
3. 学会等名 日本建築学会大会（北海道）学術講演会
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	中川 理 (NAKAGAWA Osamu) (60212081)	神戸女子大学・家政学部・客員教授 (34511)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------

その他の国・地域	台湾国立台北大学	民俗芸術與文化資産研究所		
その他の国・地域	台湾国立成功大学	建築学系		